

議事(1) 設置要綱の改正【報告事項】

- ・改正内容：副委員長に、スマートシティ推進監を追加するもの（第3条関係）
- ・施行期日：令和4年4月1日

前橋市DX推進委員会設置要綱

令和4年4月1日伺定め

(設置)

第1条 前橋市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を組織横断的に推進するため、前橋市DX推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 前橋市DX推進計画の策定及び変更、進捗管理に関すること
- (2) DXの推進にかかる総合調整、各部における牽引に関すること
- (3) その他、DXの推進について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には未来創造部長、スマートシティ推進監その他委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。